

原安第10199号

平成22年4月1日

玄海原発対策住民会議 様

原水爆禁止唐津・東松浦地区協議会 様

佐賀県知事 古 川 康

要求書に対する回答について

平成22年2月12日付けで提出のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

1. 九州電力と国に対して、玄海 3 号機で行なわれている「プルサーマル」を、早急に中止するよう、要求してください。

県では、九州電力が玄海 3 号機でのプルサーマル計画を公表して以来 2 年近くにわたり、県民の安全と安心を守るという立場から、国の安全審査内容について確認するとともに、県民の方々の様々なご意見や、国、九州電力、そして県が主催した公開討論会などでの議論の内容を検討し、安全性は確保されると判断しました。

その上で、立地町である玄海町の同意の意向、唐津市の理解、県議会での決議、国の安全確保の確約などを踏まえ、同年 3 月に事前了解（同意）したものです。

このように玄海 3 号機のプルサーマル計画については、一つひとつの手続きを丁寧に積み重ね、県としての判断をしたものであり、停止を申し入れる考えはありません。

なお、玄海 3 号機では、昨年 8 月からの第 1 2 回定期検査において、MOX 燃料集合体 1 6 体を原子炉に装荷し、同年 1 2 月 2 日にプルサーマル運転を開始しています。

運転を開始するに当たっては、MOX 燃料を原子炉に装荷しての燃料装荷検査、原子炉停止余裕検査といった各種使用前検査を行い、また、最終的には総合負荷性能検査において、プラント各部の温度、圧力、流量のデータなどの運転データを採取し、プラント全体が正常な機能を有することを確認しています。

また、現在も何ら問題なく運転が行われており、安全性は十分に確認されていると考えています。

2. 九州電力と国に対して、玄海 1 号機の、一般に言われていた耐用年数を超えた運転を、早急に中止するよう、要求してください。
3. 九州電力と国に対して、玄海 2 号機を、一般に言われてきた耐用年数を超えて運転しないよう要求してください。

原子力発電所は、営業運転開始から 30 年を経過する日までに、高経年化に関する技術評価及び長期的な保守管理方針の策定を行い、さらに、10 年ごとに再評価することが法令で義務付けられています。

玄海 1 号機は、平成 17 年 10 月に営業運転開始から 30 年を迎えましたが、これに先立ち九州電力では、平成 15 年 12 月に高経年化対策に関する技術評価等に関する報告書を原子力安全・保安院へ提出し、原子力安全・保安院では、平成 16 年 3 月に、九州電力の報告書について技術評価の方法は妥当であり、長期的な保守管理方針の内容についても、現時点の知見に照らして問題はないとする評価結果を公表しています。

九州電力では、長期的な保守管理方針に従って発電所の管理を適切に実施していくとともに、10 年を超えない時期毎に、最新の知見を踏まえた高経年化対策の再評価を実施する

こととしています。

また、九州電力では、玄海2号機についても本年3月26日に、高経年化対策に関する技術評価結果等を国に報告しており、国では現在、その妥当性について確認が行われているところです。

県としては、玄海1号機と同様、国の審査状況や九州電力の取り組みを確認することとしています。

4. 使用済み核燃料の中間貯蔵施設について

報道によれば、九州電力は、玄海原子力発電所の近くに、使用済み核燃料の中間貯蔵施設を建設する計画を進めています（『佐賀新聞』2009年3月2日付、『西日本新聞』2009年6月27日付、他）。

使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設計画に、同意しないでください。

私たちは、国と電力会社が企図している「核燃料サイクル」は行き詰まっており、中間貯蔵施設は最終処分場になる可能性があるかと危惧しています。中間貯蔵施設の建設はやめて、使用済み核燃料の排出をやめることを基本にした検討を進めるよう、要求しています。

九州電力においては、現在計画されている玄海原子力発電所でのリラッキングとは別に、長期的な使用済み燃料の貯蔵対策について検討されていることは聞いていますが、具体的な貯蔵方法や、地点などの建設計画が決まったとは聞いていません。

5. 玄海原子力発電所の耐震対策のため、九州電力が実施した「地質調査」と「耐震安全性確認」を、佐賀県として、どのように評価しているか、説明してください。

九州電力では、平成18年9月に改訂された国の耐震設計審査指針に基づき、また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震等から得られた最新の知見も踏まえ、玄海3号機の主要施設に関する耐震安全性の再評価を実施し、国に提出しています。

国においては、まず原子力安全・保安院が、地質調査の実施方法や、その結果考慮すべき地震動の大きさなどを含め、耐震安全性評価結果について、20回を超える審議会の審議において専門家の意見を伺いながら妥当性の確認が行われました。

さらに、原子力安全委員会においては、原子力安全・保安院が実施した評価結果について審議を行われ、その結果、本年3月18日には、「玄海原子力発電所の基準地震動及び玄

海3号機の安全上重要な主要施設の耐震安全性評価結果は妥当である」ことが確認されました。

このように、九州電力が実施した地質調査や、玄海3号機の主要施設の耐震安全性評価については、国において厳正な検討・審議が行われた結果、妥当であるとの確認がなされたものと認識しています。

なお、玄海3号機の主要施設以外の施設、及び玄海1、2、4号機の全ての施設に関する耐震安全性評価結果については、現在、国において妥当性の確認が行われているところです。

県としては、九州電力から耐震安全性について詳細に説明を受けるとともに、国の審議の状況を随時確認するなどして、玄海原子力発電所の耐震安全性の確認を行っているところです。

6. 原子力防災対策・災害対策を、風水害や地震についての防災・災害対策と共通する事柄については、同様に改善を図ってください。原子力防災・災害対策に特有の対策については、気象状況に対応できるように複数の方角に「避難場所」を確保したり、放射能汚染の検知・対策の要員・施設・設備の確保・充実などを、要求します。

原子力防災対策については、災害対策基本法に基づき、防災対策を講じることとされています。とりわけ、原子力災害の特殊性・専門性から、国では原子力災害対策特別措置法を制定し、国が中心となって、県や市町、防災関係機関が連携した総合的な防災対策を講じることとされています。

県においても、原子力災害対策について、風水害や地震対策とともに地域防災計画に掲げ各般の防災対策を実施することとしており、この地域防災計画については、国の専門家の指導・助言等を踏まえ、必要に応じて適切に見直しています。さらに、毎年度実施している原子力防災訓練を通じて、防災担当者の対応力向上に努めています。

また、国の原子力安全委員会の防災指針では、原子力発電所の災害に対して防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）を8～10kmとされていますが、佐賀県では地域防災計画で発電所から10kmと定めており、原子力災害に係る避難所については、すべてこのEPZ外の唐津市にある施設を指定しています。

なお、防災対策施設や資機材の整備については、国の指導・助言を踏まえながら、今後とも、着実に整備・充実していきます。